

「中国地区観光立国推進省庁連携会議」の設置について

平成20年10月22日

1. 設立趣旨

観光立国の実現に向け、平成19年1月1日から「観光立国推進基本法」が施行された。同法では、「観光立国の実現は21世紀の我が国経済社会の発展のために不可欠な重要課題」とし、国の責務として地方公共団体や住民、観光事業者などと連携して、その実現に向けた施策を総合的に策定・実施することとされている。

また、平成20年10月には観光庁が設置され、ますます政府が一体となって取り組むことが求められている。このような中、中国地区においても、所管事業を活用して観光施策を推進している国の管区機関が相互に連携し、今後の観光振興に積極的に貢献していく必要があることから、関係機関による連携会議を設置するものである。

2. 関係機関

農林水産省・中国四国農政局
経済産業省・中国経済産業局
環境省・中国四国地方環境事務所
国土交通省・中国地方整備局
国土交通省・中国運輸局

3. 構成員

上記関係機関の部長・統括企画官

4. 主な活動

- ・観光立国推進に向けた施策相互連携の検討
- ・情報発信の推進検討
- ・その他観光振興に資する活動

5. その他

調整官、参事官、課長による幹事会を設ける

中国地区観光立国推進省庁連携会議構成員

農林水産省・中国四国農政局農村計画部長
経済産業省・中国経済産業局産業部長
環境省・中国四国地方環境事務所統括自然保護企画官
国土交通省・中国地方整備局企画部長
国土交通省・中国運輸局企画観光部長

中国地区観光立国推進省庁連携会議・幹事会構成員

農林水産省・中国四国農政局農村計画部農村振興課長
農林水産省・中国四国農政局整備部地域整備課長
経済産業省・中国経済産業局産業部参事官（サービス政策担当）
環境省・中国四国地方環境事務所国立公園・保全整備課長
国土交通省・中国地方整備局企画部事業調整官
国土交通省・中国地方整備局企画部広域計画課長
国土交通省・中国運輸局企画観光部計画調整官
国土交通省・中国運輸局企画観光部国際観光課長
国土交通省・中国運輸局企画観光部観光地域振興課長

《事務局》

国土交通省・中国地方整備局企画部広域計画課
国土交通省・中国運輸局企画観光部観光地域振興課